

労働法の基礎講座

第6回



【賃金】 同一労働同一賃金

正社員、パートなど働き方が違うという理由だけで、待遇に差をつけてはいけません。

正社員は、職務上、責任の度合いを重く課しているため、パート社員よりも職務手当の金額を高く設定している

仕事の内容や責任の重さなどが違う場合、その違いに応じて賃金や手当が違うことはあります。

通勤距離が同じなのに、正社員の方がパート社員よりも通勤手当が高い

通勤に要する費用は働き方の違いとは無関係であるため、同一条件の場合、差があることは不合理となります。



■ キャリアアップ助成金とは？

パートなどの非正規雇用の労働者の待遇改善の取り組みを後押しする助成金となります。

助成金支給の流れ

- ① 半年以上勤務しているパート社員5人の賃金を5%引き上げる待遇改善を検討
- ② キャリアアップ計画書等を労働局に提出し認定を受ける
- ③ 就業規則（賃金規定）を改定し、労働基準監督署に届け出
- ④ 6か月間増額した賃金を支払う
- ⑤ 助成金の支給申請書を労働局に提出



$$\text{助成金支給額} = 65,000\text{円} \times 5\text{人} = 325,000\text{円}$$

(中小企業の場合)

正社員化コース	賃金規定等改定コース	社会保険適用時処遇改善コース
賃金規定等共通化コース	賞与・退職金制度導入コース	